様式地６　　面接指導結果報告書 及び 事後措置に係る意見書（28.4.1改正）

長時間労働者関係　・　高ストレス者関係　【該当するものに○】

面 接 指 導 結 果 報 告 書

対象者	事業場名		電　話	
			所　属	
	氏　名		性別・年齢	男　・　女　　歳
勤　務　の　状　況（労働時間、労働時間以外の要因）				
疲労の蓄積の状況【長時間労働者のみ】	0.　1.　2.　3. （低）　（高）			
心理的な負担の状況【高ストレス者のみ】	（ストレスチェック結果） A.ストレスの要因　＿＿点 B.心身の自覚症状　＿＿点 C.周囲の支援　＿＿点	（医学的所見に関する特記事項）		
その他の心身の状況	0．所見なし　1．所見あり（　　）			
面接医師判定　本人への指導区分　※複数選択可	0．措置不要 1．要保健指導 2．要経過観察 3．要再面接（時期：　　） 4．現病治療継続　又は　医療機関紹介	（その他特記事項）		

就 業 上 の 措 置 に 係 る 意 見 書

就業区分	0．通常勤務　1．就業制限・配慮　2．要休業		
就業上の措置　労働時間の短縮（考えられるものに○）	0．特に指示なし	4．変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
	1．時間外労働の制限　時間／月まで	5．就業の禁止（休暇・休養の指示）	
	2．時間外労働の禁止	6．その他	
	3．就業時間を制限　時　分 ～ 時　分		
労働時間以外の項目（考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述）	主要項目	a．就業場所の変更　b．作業の転換　c．深夜業の回数の減少　d．昼間勤務への転換　e．その他	
	1)		
	2)		
	3)		
措 置 期 間	＿＿日・週・月　又は　＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日		
職場環境の改善に関する意見【高ストレス者のみ】			
医療機関への受診配慮等			
その他（連絡事項等）			

医師の所属先	実施日	年　月　日	印
	医師氏名		

※　本報告書及び意見書は、労働安全衛生規則第 52 条の 6 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを５年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）及び同規則第 52 条の 18 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを５年間保存すること。当該記録は労働者の心理的な負担の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。